

鎌倉市ケアラー支援グループへの活動補助金のご案内

ケアラー当事者同士のつながり・支え合いの推進を目的とし、市内で当事者同士が悩みや経験を語り合う交流の場の運営に関する活動（以下「ピアサポートに資する交流事業」という。）を行う団体又は法人（以下「団体等」という。）に対して、必要な経費の一部について補助金を交付します。

1 対象事業

補助対象事業は、ピアサポートに資する交流事業とします。

例) ケアラー当事者や支援者の交流会、茶話会

対象要件は以下の通りです。

(1) ケアラー当事者同士、またはケアラー当事者と支援者との交流事業であること

(2) ケアラー当事者が相談したり、悩みや経験を語り合うことができる場であること

(3) 参加対象者に、ケアラーが含まれていること

※実際にケアラーであるかどうかを無理に聞き出す必要はありません。

(4) 参加者募集の際に、ケアラーが参加しやすい工夫がされていること。

例) 案内チラシに「しんどい気持ちや悩むことがある」「ここで話すことは“ここだけの秘密”がルールです。安心して参加してください。」など、ケアラーの気持ちに寄り添う内容が盛り込まれている。

例) 地域食堂利用者が集まる交流会で、家庭でのケアについて悩みを抱える参加者同士で話せる時間や別の空間を設ける。

※対象事業になるかどうか不明な場合はお問い合わせください。

2 補助対象者

対象となる団体等は、次の全てに当てはまるものとなります。

(1) 会員又は職員が3名以上の団体等

(2) 会則、定款等に基づき、運営する団体等

(3) 鎌倉市内に主な活動拠点を有する団体等

(4) 通年で継続して活動（ピアサポートに資する交流事業）を行っている（行う予定を含む）団体等

ただし、上記に該当する団体等であっても、次のいずれかに当てはまる場合は、補助対象とはなりません。

(5) 物品の斡旋や販売を主目的とする団体等

(6) 宗教活動に係る団体等

(7) 政治活動や署名活動に係る団体等

(8) 暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体等

(9) (5)～(8)の団体等のほか、市長が適当でないと認めた団体等

補助の内容・金額

① 補助金額

ピアサポート等の交流事業 1回あたり上限1万円
千円未満切り捨て、それぞれ1団体あたり年6回まで

② 補助対象経費

申請事業に直接必要な経費とし、主に次のとおりとします。

領収書がない等使途が不明な経費、事業実施期間外に支払った費用は対象外となります。

- 講師等謝礼（講師及び会の進行役並びに相談対応者）
- 人件費（講師及び会の進行役並びに相談対応を団体スタッフや職員が行った場合のみ）
- 消耗品費（文具、用紙代等）
- 印刷費等資料作成費（チラシ、ポスター、プログラム等）
- 食糧費（交流会での茶菓代等） 1人あたり300円以下
- 会場使用料

※ 交流会当日以外の食糧費等は対象外です。

※ 鎌倉市から補助又は委託を受けている事業は対象となりません。

※ 対象経費になるかどうか不明な場合はお問い合わせください。

3 交付申請

以下の書類を用意して、窓口を持参又はメールで提出してください。

- (1) 鎌倉市ケアラー支援グループへの活動補助金交付申請書
 - (2) 事業計画書
 - (3) 収支予算書
 - (4) 費用の内訳の分かる書類（見積書の写し等）
 - (5) 定款、規約、会則等（団体等の目的、会員、活動内容等が分かるもの）
- ※申請受付後、電話等で事業計画・内容等を確認する場合があります。
※予算の上限を迎えた場合は、受け付けを終了します。

4 交付決定

市において申請内容を審査した後、補助金交付の可否を決定し、「鎌倉市ケアラー支援グループへの活動補助金交付（不交付）決定通知書」にて結果を通知します。

5 実績報告・補助金の支払い

事業が完了した際は、以下の書類を用意して、窓口を持参又はメールで提出してください。

- (1) 鎌倉市ケアラー支援グループへの活動補助金実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 支払いを証する書類
- (4) 事業実施状況等の写真
- (5) その他市長が必要を認める書類

市は、実績報告書等を確認の上、補助金額を確定し、「鎌倉市ケアラー支援グループへの活動補助金交付額決定通知書」により通知するとともに、補助金を交付します。

問い合わせ先・提出先

鎌倉市 健康福祉部 福祉総務課 福祉政策担当

〒248-8686 鎌倉市御成町18-10

TEL:0467-61-3436 FAX:0467-23-8700 MAIL:f-kyosei@city.kamakura.kanagawa.jp

鎌倉市ホームページ

<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kyosei/carer-shien-group-hojyo.html>

※ 申請に必要な書類は市ホームページからダウンロードできます。

